

大和市建築物における駐車場施設の附置等に関する条例 に係る提出書類について

駐車場施設附置の際に必要な提出書類については、次のとおりです。

書 類 の 種 類	提出部数	備 考
・ 駐車施設附置(変更)届出書（規則第 1 号様式） 又は	2 部	様式は 2 頁参照
・ 駐車施設附置(変更)特例承認申請書（規則第 3 号様式）	2 部	様式は 3 頁参照
・ 建築物調書（規則第 1 号様式付表 1）	2 部	様式は 4 頁参照
・ 附置義務台数算定調書（規則第 1 号様式付表 2）	2 部	様式は 5～6 頁参照
・ 関係図面等（規則別表）	各 2 部	7 頁参照
・ その他届出書等に付随する書類（各様式欄外備考参照）	各 2 部	/
・ 特殊装置を用いる場合は所管大臣の認定書の写し	2 部	/

令和 3 年 3 月 1 2 日改正

第1号様式付表1（第4条関係）

建 築 物 調 書

建築主	住所					
	氏名		電話			
代理人	住所					
	氏名		電話			
	担当者		電話			
建築物概要	名称		敷地面積	m ²		
	敷地の位置	地名地番	大和市			
		地域地区	地域、地区			
		建蔽率	%	容積率	%	
	主要用途					
	構造等	造 階建て	延べ面積	m ²		
	建築物の用途別区分	新 築 (m ²)	増 築 (m ²)	大規模修繕 等 (m ²)	既存建築物 (m ²)	
	商業系特定用途に供する部分の床面積					
	業務系特定用途に供する部分の床面積					
	非特定用途に供する部分の床面積					
共通用途部分の床面積						
合 計						
駐車施設の用途に供する部分の面積						
附置義務台数	台	工事着手予定日	年 月 日			
		工事完了予定日	年 月 日			
* 建築確認申請 受付	年 月 日 第 号	* 建築確認年 月日	年 月 日 第 号			

(注) *印の欄は、記入しないでください。

附 置 義 務 台 数 算 定 調 書

1. 建築物の概要

名称		適用区域	
(ア)	建築物の用途区分	(イ)	面積
		(ウ)	共通用途部分の按分面積との合計床面積 (小数点以下を四捨五入)
特定用途	商業系特定用途	. m ²	① m ²
	業務系特定用途	. m ²	② m ²
	事務所	. m ²	③ m ²
	倉庫・工場・卸売市場	. m ²	④ m ²
非特定用途*	. m ²	⑤ m ²	
共通用途部分*	. m ²		
小計	. m ²		左欄の小数点以下を四捨五入 ⑥ m ²
規則第2条の部分	非特定用途	. m ²	
	共通用途部分の按分面積	. m ²	
駐車施設の用途に供する部分	. m ²		
合計	. m ²		

(*のある欄は規則第2条の部分を除く数値)

2. 条例対象規模の判定

駐車場整備地区・商業地域・近隣商業地域・周辺地区	
①+②+ (⑤×0.5) =⑦ m ²	
⑦ > 2000 m ²	⑦ ≤ 2000 m ²
条例の対象	条例の対象外

3. 大規模事務所における床面積の逓減措置 (10,000 m²を超える場合)

③の面積は、次の表による⑧を当該事務所の(ウ)欄の面積とみなし、以降においては②を⑨ (=⑧+④) と読み替えます。(⑧では小数点以下を四捨五入)

事務所規模の逓減率別分割部分	③ の 面 積	×逓減率	逓 減 面 積
10,000 m ² 以下の部分	10,000 m ²	×1.0	= 10,000 m ²
10,000 m ² を超え、50,000 m ² 以下の部分	m ²	×0.7	= . m ²
50,000 m ² を超え、100,000 m ² 以下の部分	m ²	×0.6	= . m ²
100,000 m ² を超える部分	m ²	×0.5	= . m ²
合計	③ m ²		⑧ m ²

4. 附置義務台数の算定

～に供する部分	÷ 基準面積	駐車場整備地区・商業地域・近隣商業地域・周辺地区
商業系特定用途	① ÷ 300 =	_____台 小数点以下第2位を四捨五入
業務系特定用途	⑨ ÷ 400 =	_____台 小数点以下第2位を四捨五入
非特定用途	⑤ ÷ 600 =	_____台 小数点以下第2位を四捨五入
合計		⑩ _____台

5. 6,000 m²未満の建築物における緩和措置

⑥が6,000 m²未満の場合は、次の式により緩和率を算定します。

(小数点以下第4位を四捨五入)

駐車場整備地区・商業地域・近隣商業地域・周辺地区	
$1 - \frac{2,000 \text{ m}^2 \times (6,000 \text{ m}^2 - \text{⑥})}{6,000 \text{ m}^2 \times \text{⑦} - 2,000 \text{ m}^2 \times \text{⑥}}$	= ⑪ _____

6. 附置義務台数算定結果

⑥が6,000 m²未満の場合は緩和率に乗じた台数が附置義務台数となります。

⑥が6,000 m ² 未満	⑩ × ⑪ = ⑫ _____台 (小数点以下切り上げ)
⑥が6,000 m ² 以上	⑩ = ⑫ _____台 (小数点以下切り上げ)

7. 自動車の駐車のために供する部分の規模別台数の算定

車いす使用者用 (3.7m×6.0m以上)	少なくとも1台以上で、 附置義務台数の1%以上	⑬ _____台 (小数点以下切り上げ)
普通車用 (2.5m×6.0m以上)	(⑫ × 0.3) - ⑬ =	⑭ _____台 (小数点以下切り上げ)
小型車用 (2.3m×5.0m以上)	⑫ - (⑬ + ⑭) =	_____台

関係図面等

図面等の種類		明示しなければならない事項		
建築物	配置図	(1) 縮尺(500分の1以上)、方位及び敷地の境界線 (2) 敷地内における建築物の位置及び規模 (3) 届出に係る建築物と他の建築物の別 (4) 敷地に接する道路の位置及び幅員		
	各階平面図	(1) 縮尺(200分の1以上)、方位及び間取り (2) 各室の用途及び規模 (用途別に次のとおり色分けすること) ア 商業系特定用途 赤色 イ 業務系特定用途 青色 ウ 非特定用都 黄色 エ 共通用途部分 (共通となる用途を明示すること) 茶色		
	各階条例用途別床面積求積図 (及び求積表)			
駐車施設	付近見取図	(1) 方位、道路、目標となる地物及び建築物の位置線 (2) 条例第10条第3項の規定による申請にあっては、建築物の位置及び駐車施設との距離		
	配置図	(1) 縮尺(500分の1以上)、方位、位置、規模、出入口並びに車路及びその幅員 (2) 敷地に接する道路の位置及び幅員 (3) 交差点、横断歩道、停留所等の位置		
	建築物であるもの	各階平面図	(1) 縮尺(200分の1以上)、方位、間取り及び規模 (2) 駐車施設内外の自動車の車路及びその幅員 (3) その他主要な施設	
		2面以上の立面図	縮尺(200分の1以上)	
		断面図	縮尺(200分の1以上)、はり高各部の長さ及び傾斜のこう配	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登記事項証明書又は賃貸借契約書(その他、敷地権利関係を証する書類) ・ 公図写し ・ 特殊装置を使用する場合には所管大臣認定書の写し又は図面 ・ 建築物の位置から、駐車施設の位置までの距離を示した位置図 (敷地外に設ける場合) 			